

小郡市農業委員募集要項

小郡市では、下記のとおり農業委員を募集します。

農業委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者のうちから、市長が任命します。

前回の選任より、推薦された方または応募された方の中から、市長が議会の同意を得て任命する方法に変わりました。

※法律により、農業委員会の構成は、原則過半数が認定農業者であることが義務づけられました。また、年齢や性別に偏りなく構成されることが求められています。

【募集人数】 1人

【応募資格】

- (1) 農業に関する識見を持つ人
- (2) 農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会が管轄することに関し、その職務を適切に行うことができる人

【任用期間】

令和3年8月26日（予定）～（3年間）

※1 議会同意後の任命となります。

【農業委員について】

- (1) 農業委員は、特別職の地方公務員になります。
- (2) 毎月1回開催する農業委員会で、農地の権利移転、農地転用などについて審議し、法律に基づいて、許可及び承認を決定します。
- (3) 農業委員会の前月に、議案の事前審査を地区（小郡、三国、立石、御原、味坂）毎に行います。
- (4) 現地調査を行う他、担当地区において、人・農地プランの実質化に向けた話し合い活動や農地のあっせんなど、農地利用の最適化を推進します。

【報酬額】

会長	年額 501,000円
会長代理	年額 390,000円
委員	年額 373,000円

※1 会長及び会長代理は、農業委員の互選により決定します。

※2 農地利用最適化交付金事業に取り組むことにより、その活動等に応じた報酬が加算されます。

【応募方法】

(1) 規定の様式に必要事項を記入のうえ、提出してください。

提出書類 小郡市農業委員推薦申込書又は応募申込書

(2) 次の3通りからの応募方法があります。

①農業者（10アール以上耕作している人）からの推薦

※3人以上の推薦が必要

②農業団体（農事組合法人など）からの推薦

③自らの応募

農業委員として推薦を受けたり、応募できるのは、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌する事項に関して、その業務を行なうことができる者でなければなりません。

また、以下のいずれかに該当する者は、農業委員になれません。

- ア. 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者
- イ. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ウ. 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行をうけることがなくなるまでの者

【申込書の配布及び提出先】

(1) 提出書類は、持参または郵送により、下記へ提出してください。

小郡市農業委員会事務局（小郡市役所南別館2階）

〒838-0198 小郡市小郡255番地1

(2) 小郡市農業委員会委員募集要項及び小郡市農業委員推薦申込書（別紙含む）、応募申込書の配布は、上記事務局窓口または小郡市のホームページからもダウンロードできます。

【募集期間及び提出方法】

(1) 募集期間：令和3年7月19日（月）～8月13日（金）

午前8時30分～午後5時（土日祝日を除く）

(2) 提出方法：持参又は郵送（必着）

【選考方法】

小郡市農業委員会委員候補者評価委員会を開催し、提出書類をもとに選考。

【情報の公表】

(1) 募集期間の中間及び終了後に、小郡市ホームページで募集状況を公表します。

①推薦を受けた者または応募した者の氏名、職業、性別、年齢、経歴及び農業経営の状況

②推薦をする者（個人の場合）の氏名、職業、年齢及び性別

③推薦をする者（団体の場合）の名称、目的、代表者の氏名、構成員の数及び構成員たる資格等

④推薦または応募の理由

⑤推薦を受けた者または応募した者が認定農業者等であるか否かの別

(2) 中間公表の予定日 令和3年8月2日（月）

【問い合わせ先】

小郡市農業委員会事務局 TEL 72-2111（内線632）